2026年度在学者用

給付奨学金案内

在学中に、給付奨学金を
希望する皆さんへ

大学

短期大学

高等専門学校（第4学年以上）

専門課程を置く専修学校

●この冊子では、2020年度から実施されている給付奨学金制度について、現在在学する学校を通じて行う申込手続きを中心に説明しています。
●家計急変による申込みを希望する場合は、在学する学校に相談し、家計急変採用の申込冊子（別冊）を確認してください。
●この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。
●多子世帯支援を含む授業料等減免のみを希望する場合もこの冊子に従って申込を行う必要があります。

別途、学校から受け取ってください

スカラネット
入力下書き用紙

奨学金確認書兼
地方税同意書

2026年（令和8年）給付奨学金在学採用

JASSO
独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振となった場合、在学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、春・秋の定期採用は本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産に基づき、毎年度10月に見直されます。

家計急変採用は、急変後の収入証明書類を基に、支給開始月から６か月経過後、３か月ごと（収入証明書類は見直し回数を重ねるごとに累加され、提出した収入証明書類が12か月分以上となった後は１年ごと）に見直されます。

対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校に在学する人は、本冊子で案内する給付奨学金を利用することはできません。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合、貸与月額から減額等の調整がされることがあります。**貸与月額が調整（減額又は増額）されることを「奨学金確認書兼地方税同意書」において承諾することになります。**

マイナンバーは、インターネットにより日本学生支援機構に提出します

奨学金の選考に必要なマイナンバーは、インターネットにより日本学生支援機構に提出します。マイナンバーをコピーした書類を郵送したり、在学校へ提出したりしないよう注意しましょう。

※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。また、給付奨学金の支給を受けず、多子世帯の授業料等減免のみを受ける場合でも、給付奨学金を申し込む必要があります。詳細については、在学校に確認してください。

重要

給付奨学金と貸与奨学金は同時に申し込むことができます

給付奨学金と貸与奨学金両方に申込みを希望する場合は、本冊子と「貸与奨学金案内」を確認し、貸与奨学金制度についても理解した上で申込みを行ってください。給付奨学金（家計急変採用）の申込みを希望する場合は、**「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」**も確認してください。

「スカラネット入力下書き用紙」は給付奨学金と貸与奨学金共通で、別途学校から配付されます。

スカラネットの入力回数、申込みに必要な書類は希望する奨学金の組み合わせによって異なるため、下表を確認してください。

（注）給付奨学金（定期採用）と給付奨学金（家計急変採用）を並行して申し込むことはできません。

				貸与奨学金	
				定期採用	緊急採用・応急採用
給付奨学金	定期採用		スカラネット入力（マイナンバー提出等の手続き）回数	１回のみ（給付・貸与共通）	２回（給付・貸与それぞれ）
		必要書類	奨学金確認書兼地方税同意書（全員） 在留資格及び在留期間が明記されている証明書（該当者のみ） 施設等在籍証明書類（該当者のみ）	１部のみ（給付・貸与共通）	２部（給付・貸与それぞれ）
	家計急変採用		スカラネット入力（マイナンバー提出等の手続き）回数	２回（給付・貸与それぞれ）	２回（給付・貸与それぞれ）
		必要書類	奨学金確認書兼地方税同意書（全員） 在留資格及び在留期間が明記されている証明書（該当者のみ） 施設等在籍証明書類（該当者のみ）	２部（給付・貸与それぞれ）	２部（給付・貸与それぞれ）

給付奨学金案内（別冊）家計急変採用

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html

貸与奨学金案内

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

目　次

知っておいてほしいポイント …… ２ページ
本冊子で説明している内容をピックアップ …… ４ページ
第　Ⅰ　部　給付奨学金制度
１．　募集時期 …… ５ページ
２．　対象機関（確認大学等） …… ５ページ
３．　支給要件及び選考基準 …… ６ページ
４．　支給金額 …… 15ページ
５．　支給方法 …… 21ページ
６．　過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限 …… 21ページ
７．　認定の取消し …… 22ページ
８．　その他 …… 22ページ
第　Ⅱ　部　申込手順等
１．　申込みの流れ …… 23ページ
２．　必要書類と提出先の確認 …… 25ページ
３．　スカラネットによる申込み …… 26ページ
４．　マイナンバー提出等の手続き …… 30ページ
第　Ⅲ　部　採用後の手続き …… 35ページ
〈参考資料〉　授業料等の減免について …… 37ページ

本冊子の用語

- あなた・・・奨学金に申し込む学生本人
- 機構・・・独立行政法人日本学生支援機構
- 大学等・・・大学、短期大学、高等専門学校（第４学年以上）、専門課程を置く専修学校
- 生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は２人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）
- 奨学金確認書兼地方税同意書・・・奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
- 「スカラネット入力下書き用紙」・・・スカラネット入力下書き用紙（給付・貸与共通）【大学等（大学・短期大学・高等専門学校・専門課程を置く専修学校）用】
- 「スカラネット」・・・奨学金を申込む時に利用する申込サイト
- 社会的養護を必要とする人・・・満18 歳となる前日に児童養護施設等（※１）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※２）

※１ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

※２ 高等学校等を卒業することにより満18 歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18 歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

本冊子で説明している内容をピックアップ

給付奨学金の募集時期はいつですか？

5ページ

原則、定期採用は毎年春及び秋に大学等を通じて募集を行います。家計急変採用は通年で申込みを受け付けていますが、急変事由発生日から原則として３か月以内に申し込む必要があります。在学校に必ず確認して募集時期を逃さないように注意してください。
※授業料等減免の時期や申込方法もあわせて学校に確認しましょう。

どのような人が支給対象となりますか？

5ページ

国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に在学している人で、過去に機構の給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）の支給を受けたことがない人が対象です（詳細は５ページ及び22ページ）。
学業成績等に係る基準や家計（収入金額・資産）に係る基準、及び高等学校等卒業から入学までの期間や在留資格等に関する要件を満たす必要があります（詳細は６～14ページ）。
※授業料等減免と給付奨学金は同一の要件です。

支給を受けられるかどうかは、誰の収入や資産により決まるのですか？

9～13ページ

あなたと生計維持者の収入や扶養してる子どもの数、資産を確認して支給対象かどうか決まります。生計維持者とは、原則は父母両方、父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります。

支給される金額はいくらになりますか？

15～16ページ

あなた及び生計維持者の収入金額や生計維持者が扶養している子どもの数、資産に基づき判定された支援区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により金額が定められます。
※授業料等減免については、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により金額が定められます（詳細は37～38ページ）。

申込みにはどのような書類が必要ですか？

27～35ページ

給付奨学金（春・秋の定期採用）の申込み及びマイナンバーの提出はインターネットで行います。ただし、「奨学金確認書兼地方税同意書」（一部該当者は別途証明書類を含む）については、紙による提出が必要となります。
家計急変採用の申込みは上記に加えて、家計急変事由に関する証明書類及び急変後の収入に関する書類の提出が必要となります。詳細は**「（別冊）家計急変採用」**を確認してください。

●申込みから支給・支援終了までの流れ

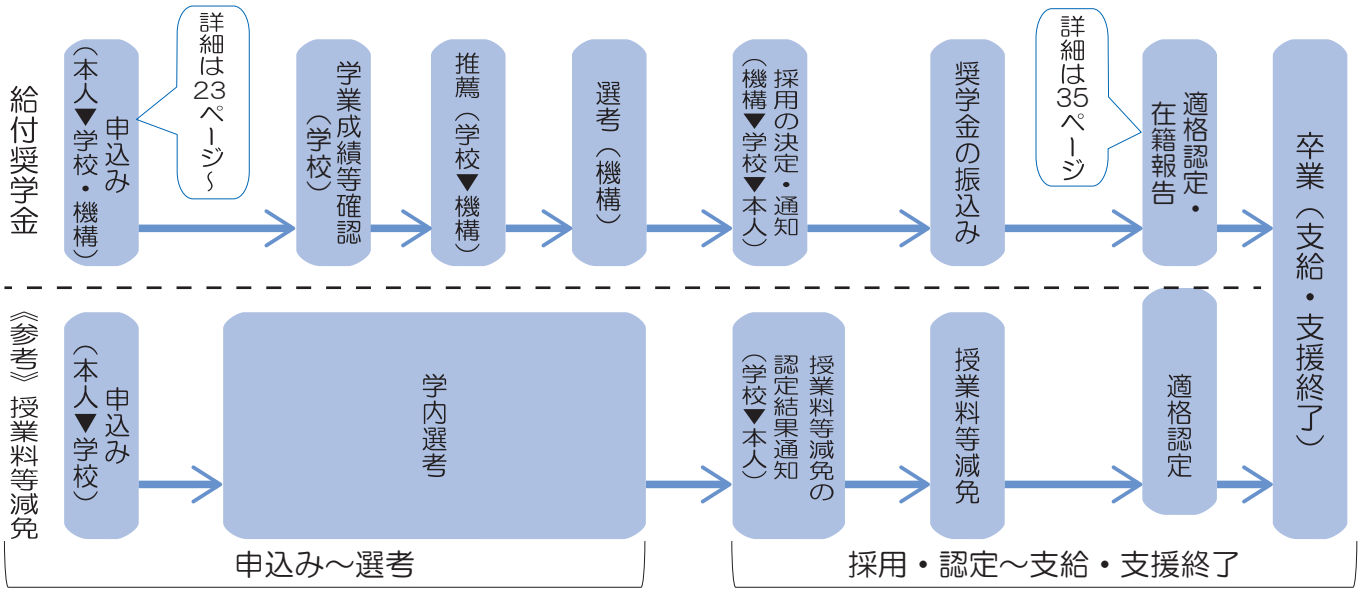

第Ⅰ部　給付奨学金制度

1　募集時期

原則、毎年春（４月～一次採用）及び秋（９月～二次採用）に在学校を通じて奨学生の募集を行います。家計急変採用については、通年で申込みを受け付けます。詳細は**「（別冊）家計急変採用」**を確認してください。申込締切期限を在学校に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください。なお、給付奨学金（家計急変採用）と給付奨学金（春•秋の在学採用）を並行して申し込むことはできません。また、既に給付奨学金（家計急変採用）の奨学生となっている人も、給付奨学金（春・秋の在学採用）に申し込むことはできません。

2　対象機関（確認大学等）

下表で支給対象としている国内の学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

● 国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧
https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

表内の記号の意味・・・○：支給対象　　×：支給対象外　　△：※１を参照

学校種別・課程			支給の可否	備考
大学	学部・学科		○	―
		通信教育課程	○	―
		専攻科・別科	×	―
短期大学	学科		○	―
		通信教育課程	○	―
		専攻科	△	認定専攻科のみ対象。本科卒業（修了）から専攻科への入学が１年以内であること（※２）。
		別科	×	―
高等専門学校	４・５年生		○	―
	専攻科		△	認定専攻科のみ対象。本科卒業（修了）から専攻科への入学が１年以内であること（※２）。
専修学校	専門課程		○	―
		通信教育課程	○	―
	専攻科		△	適格専攻科のみ対象。本科卒業（修了）から専攻科への入学が１年以内であること（※２）。

※１　短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（「認定専攻科」といいます。）、専修学校の専攻科は、文部科学省が指定した専攻科（「適格専攻科」といいます。）に在籍している人に限り支給対象となります。

●令和7年度版　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧　https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html
あなたの在籍する専攻科が、適格専攻科かどうかは、学校に確認して下さい。

※２　本科卒業後、研究生等として引き続き学校に在籍する場合においても、認定専攻科（適格専攻科）で給付奨学金の支給対象となるのは、本科卒業（修了）から認定専攻科（適格専攻科）への入学が１年以内の者となります（研究生卒業（修了）からではありません）。

※３　職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間、計画的に課程を履修し卒業する長期履修課程に在学している人（長期履修学生）については、通常課程の修業年限に相当する期間のみの支給となります。

3　支給要件及び選考基準

2026年度に確認大学等に在学している人で、以下の（1）～（4）の**いずれにも該当する人**が給付奨学生に採用となり、支給対象となります。なお、給付奨学生採用後に要件・基準を満たしていないことが判明した場合には、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。過去に機構の給付奨学金（2019年度以前から受給のものを除く）の支給を受けたことがある人は、21ページ 6 を参照してください。

（1）大学等への入学時期等に関する要件

以下①～③のいずれかに該当する必要があります。

①　高等学校等（※１）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日（※２）までの期間が２年を経過していない人

※1　高等学校等とは、国内の高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が３年以上のもの）を指します（インターナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、7ページ③を参照）。

※2　現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を**卒業又は修了等した後1年以内**に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。

ただし、**学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。**

※3　ある専修学校の専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、**高等学校等**を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から今の学科へ進学する日までの期間が２年を経過していない場合に限ります（ひとつ目の専門課程で機構の給付奨学金の支給を受けていないことが前提です）。

※4　大学等を一旦退学した者が別の大学等へ再入学した場合は、**高等学校等**を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から別の大学等へ再入学するまでの期間が２年を経過していない人となります。

※5　災害傷病その他やむを得ない事由により、当該期間を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。

例えば、以下のような人が対象となります。

- 2024年３月に高等学校等を卒業　→　2026年度末までに大学等へ入学した人
  （2027年４月以降に入学する人は対象外です）
- 2022年３月に高等学校等を卒業　→　2024年度末までにＡ短期大学へ入学し、
  Ａ短期大学を卒業後１年以内にＢ大学へ編入学した人
- 2024年３月に高等学校等を卒業　→　2026年３月にＡ専修学校専門課程を修了し、2026年度末までにＢ専修学校専門課程に入学した
  ※ただし、Ａ専修学校専門課程で機構の給付奨学金の支給を受けていた場合は、支給の対象とはなりません。

②　高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が５年を経過していない人（５年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます。）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が２年を経過していない人

※1　認定試験の合格点を得た人が18歳に達していないときは、その人は、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となります。

※2　災害傷病その他やむを得ない事由により、当該期間を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。

例えば、以下のような人が対象となります。

- 16歳となる2021年度から５年を経過していない2023年度に認定試験に合格し、2026年度末までに大学等へ入学した人
- 16歳となる2016年度から５年以上経過した2023年度に認定試験に合格し、2026年度末までに大学等へ入学した人（5年の間に認定試験を受けていなくても、５年経過後の2021年度、2022年度と認定試験合格までの間、引き続き進学後の学修意欲をもって毎年度認定試験を受験していることが必要）

③　以下のａ～ｃのいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人等）

ａ　学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する人として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が２年を経過していない人

（ア）　外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの

（イ）　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

（ウ）文部科学大臣の指定した人

上記（ア）について、例えば以下のような人が対象となります。

・外国の学校で18歳となる2023年度に12年の課程を修了し、2026年度末までに大学等へ入学した人

ｂ　学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が２年を経過していない人

（ア）　学校教育法第90条第２項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（イ）　学校教育法第90条第２項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

上記（ア）について、例えば以下のような人が対象となります。

・高校２年生の17歳（2021年度）で「飛び入学」によりＡ大学へ入学したが、19歳（2023年度）の時にＡ大学を退学した人が、2022年度の末日から２年の間（2024年度末まで）に別のＢ大学へ入学した場合

※なお、高校２年生の17歳（2024年度）で「飛び級」により大学等へ入学した人は対象となります。

ｃ　学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

（ア）　大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18歳に達したもの

（イ）　専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18歳に達したもの

上記（イ）について、例えば以下のような人が対象となります。

・17歳となる2022年度に専修学校高等課程（２年間）を修了後、准看護師として３年間勤務（2025年度まで）した後に、個別の入学資格審査によって21歳となる2026年度に専修学校専門課程（３年課程）へ入学した人

(2) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は 表1 のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が 表2 の1．～3．のいずれかに該当する場合は、採用されません。

表1

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後１年を経過していない人（2025年度秋入学者を含む）	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1／2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
入学後１年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1／2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校５年次に在学中の場合、「４年次」の修了時の成績により判定されます（１～３年次までの成績は含みません）。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。

（注１） 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

（注２） 入学から１年を経過している人が、入学１年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学１年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後１年以上を経過した人」の基準で判定されます。

表2

1．修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が給付奨学生が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。）。
2．修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の６割以下であること。
3．履修科目の授業への出席率が６割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

（注１） 上記１．～３．のいずれかに当てはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、在学校に相談してください。

（注２） 編入学又は転学をした場合、編入学前や転学前の学校で上記１．～３．のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。ただし、すでに前の学校で給付奨学金を受けていた者が編入学又は転学した場合、基準が異なることがあります。

（注３） 判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

重要

- 学修計画書の詳細については、学校に確認してください。
- 採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（36ページ参照）
  給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

(3) 家計に係る基準

① 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります（該当しない場合は採用されません）。

【収入基準】

春・秋の定期採用においては、提出されたマイナンバー等で取得した住民税情報で判定を行います。**一次採用（春）では2024年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2025年度住民税情報**により算出された支給額算定基準額（※1）が下表に該当するか判定します。**二次採用（秋）では2025年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2026年度住民税情報**で判定を行います。

家計急変採用においては、春・秋の定期採用と収入基準に変わりはありませんが、支給額算定基準額の算出方法が異なります。詳細については**「（別冊）家計急変採用」**を確認してください。

（※1） 支給額算定基準額＝課税標準額×6％－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）（100円未満切り捨て）

○政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3／4を乗じた額となります。

○市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円になります（以下の例外を除きます）。

・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっていても、支給額算定基準額は0円にならない場合があります。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100円以上 25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること
第Ⅳ区分（※2）	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 51,300円以上 154,500円未満であること

（※2） 第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

【資産基準】

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金及びこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等）
　※退職金も含まれます。
・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券や投資信託（株式、国債、社債、地方債等）
　※少額投資非課税制度(NISA)による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。
・満期や解約により現金化した保険
　※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

② 収入・所得の上限額の目安

収入基準は、**提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。**実際の世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い等は各世帯により異なるため、下表は**あくまでも目安**として利用してください。収入基準について詳細に確認したい場合は、10ページの【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】を参照してください。

（単位:万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯（年間の収入金額）				（★）が給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①（ひとり親）(★)	229	332	402	649	144	212	272	452
3人	あなた、親①（ひとり親）(★)、高校生	289	391	457	677	182	257	311	494
4人	あなた、親①（★）、親②(無収入)、高校生	295	395	461	698	196	277	348	526
4人	あなた、親①（★）、親②(給与所得者)、高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：656 親②：155	親①：179 親②：115	親①：205 親②：155	親①：262 親②：155	親①：453 親②：155
5人	あなた、親①（★）、親②（パート）、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：698 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100	親①：530 親②：100

（注１）　給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります
（注２）　表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても支給対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。
（注３）　2026年４月に申し込む場合、あなたが当年の１月１日時点で20～23歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。
（注４）　2026年４月に申し込む場合、親①が2024年中にひとり親であった場合の目安となります。
（注５）　第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかを申込前の段階で確認したい場合、以下の3通りの方法があります※。

(1)「進学資金シミュレーター」を使う

あなたの世帯構成で収入基準に該当するか、**目安**の確認ができます。

進学資金シミュレーター

(2) 課税証明書を使って自分で試算する

市町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。課税証明書と同様の情報は、マイナポータルでも取得できます。

〇試算方法

令和７年度（令和６年分）① 市・県民税　所得・課税証明書（例）　第　〇〇〇　号

納税義務者	住所	■■県▲▲市市谷本村町10－7
	氏名	機構　次郎②
生年月日		昭和43年6月1日

合計所得金額		2,487,200　円
所得の内訳	給与所得	2,487,200　円
	雑所得	0　円
	事業所得	0　円
	不動産所得	0　円
	譲渡所得	0　円
	一時所得額	0　円
	【以下余白】	
収入	給与収入	3,787,000　円
	公的年金収入	0　円
繰越控除		0　円
総所得金額等		2,487,200　円
【備考】		

所得控除合計額		1,558,050　円
所得控除の内訳	控除対象配偶者	一般 老人・その他の同一生計配偶者
	配偶者特別控除	0　円
	扶養親族　特定	0　人
	扶養親族　老人	0　人
	扶養親族　老人（うち同居）	（0　人）
	扶養親族　その他	1　人
	扶養障害者　特別	0　人
	扶養障害者（うち同居）	（0　人）
	扶養障害者　他障害	0　人
	本人該当　障害者	特別・原爆・他障害
	本人該当　寡婦法・ひとり親	寡婦（夫）・ひとり親
	本人該当　勤労学生	－
	本人該当　未成年	－
	雑損	0　円
	医療費	0　円
	小規模企業共済等掛金	0　円
	社会保険料	568,050　円
	生命保険料	0　円
	地震保険料	0　円
16歳未満扶養親族		1　人
課税標準額		③ 929,000　円
課税標準の内訳	課税総所得金額	929,000　円
	課税山林所得金額	0　円
	【以下余白】	

市県民税	市民税	県民税
税額控除前所得割額	74,320　円	18,580　円
（税源移譲前）	（55,740　円）	（37,160　円）
税額控除　調整控除額	③ 6,000　円	1,500　円
（税源移譲前）	（4,500　円）	（3,000　円）
住宅借入金等特別税額控除額	0　円	0　円
（税源移譲前）	（0　円）	（0　円）
寄附金税額控除額	0　円	0　円
（税源移譲前）	（0　円）	（0　円）
【以下余白】		
税額調整額	③ 0　円	0　円
減免前所得割額	68,300　円	17,000　円
減免税額	0　円	0　円
所得割額	68,300　円	17,000　円
（税源移譲前）	（51,200　円）	（34,100　円）
均等割額	4,000　円	1,000　円
市県民税額		90,300　円

上記について相違ないことを証明する。
令和8年4月1日③
■■県▲▲市長　機構　太郎

・上記の証明書の例は特定の自治体のものではありません。自治体により、書式や記載事項は異なります。
①　証明書の年度は、令和７年度（令和６年分）【2025年度（2024年分）】が必要です。ただし、二次採用（秋）で申し込む場合は、令和8年度（令和7年分）【2026年度（2025年分）】を使います。
②　証明書は、あなたと生計維持者全員分の情報が必要です（最大３名分）。
③　以下により支給額算定基準額を算出します。
支給額算定基準額＝課税標準額×６％－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）★1
（100円未満切り捨て）
★1　政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に３／４を乗じます。
★2　市町村民税所得割が非課税の人は、（★3）の場合を除き、上記の計算によらず、支給額算定基準額は０円になります。
★3　課税標準額の記載がない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」（分離課税によるものも含む。）の合計額が課税標準額です（ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（定額減税等の臨時的な減税措置や市町村民税の減免を含む。）は、支給額算定基準額に影響しません）。

〇上記の例を用いた具体的な計算方法（「▲▲市」は政令指定都市とします。）
あなたと生計維持者（最大３名分）を計算し、合計した金額を確認します。
上記③により計算すると、支給額算定基準額は51,200円（929,000円×６％－（6,000円＋０円）×３／４＝51,240円から100円未満を切り捨て）です。

（3）支給額算定基準額判定ツールを使って試算する

市町村役場で取得できる課税証明書(自治体によっては所得証明書)とツールを用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/kekka/kyufu.html

※機構は、シミュレーション結果又はご自身で試算された結果と選考結果との相違について、一切の責任を負いません。収入基準の選考は、機構が取得した住民税情報をもとに機械的に行います。このため、シミュレーション結果やご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もあります。**逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。**

○税制改正に伴う変更があった場合は、機構ホームページでお知らせいたします。

一次採用（春）が家計基準により不採用となった場合

二次採用（秋）では2025年（１月１日～12月31日）の収入に基づく2026年度住民税情報で判定を行うため、一次採用（春）とは判定結果が異なる可能性があります。進学資金シミュレーター等を活用のうえ、二次採用（秋）への申請をご検討ください。

③　生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

詳細は機構ホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るＱ＆Ａ」を確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html

生計維持者となる人の例

Ⅰ	父母ともにいる場合	生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（２名） ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・あなた自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ	**父母が離婚調停中**	**生計維持者**
1	父母が離婚調停中	父母（２名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	あなたの生活を支援する父又は母（１名）
Ⅲ	**父母が離婚**	**生計維持者**
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	父母（2名） ※離婚等により、父又は母と別生計となっている場合は、1名になります
2	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（２名）
Ⅳ	**父母と死別又は意識不明**	**生計維持者**
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（１名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（１名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している１名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（１名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ	**あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）**	**生計維持者**
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（１名） ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。
2	あなたが結婚しており、あなたが納税手続きにおいて配偶者を扶養している	あなた（１名）

（注1）　生計維持者としてスカラネットで入力した人物についてマイナンバーを提出する必要があります。
（「奨学金確認書兼地方税同意書」の人物とスカラネットで入力した人物は一致する必要があります。）
（注2）　無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でもマイナンバーを提出する必要があります。
※マイナンバーでの情報取得等については9ページ及び30ページを参照してください。
（注３）「奨学金確認書兼地方税同意書」「マイナンバーの提出」の不備照会はあなた宛に、電話や郵便物で通知、または28ページで登録したあなたのメールアドレスへ照会されます。照会があった際は速やかに対応していただく必要があります。
なお、期限内に対応していただけず、不備が解消しない場合は不採用となります。
（注4）　生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
（注5）　社会的養護を必要とする人（3ページ参照）は、そのことを証明する書類を提出してください。
※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可能です（所定様式を希望する場合は、在学校に相談してください）。
（注6）　生計維持者を誤って申告して採用された場合、採用が取り消されることがあります。

【生計維持者確認チャート】

あなたの生計維持者が誰になるのか、【生計維持者確認チャート】を使って確認することができます。
あなたの父・母はどのような状況ですか。①～④の中から選んでください。

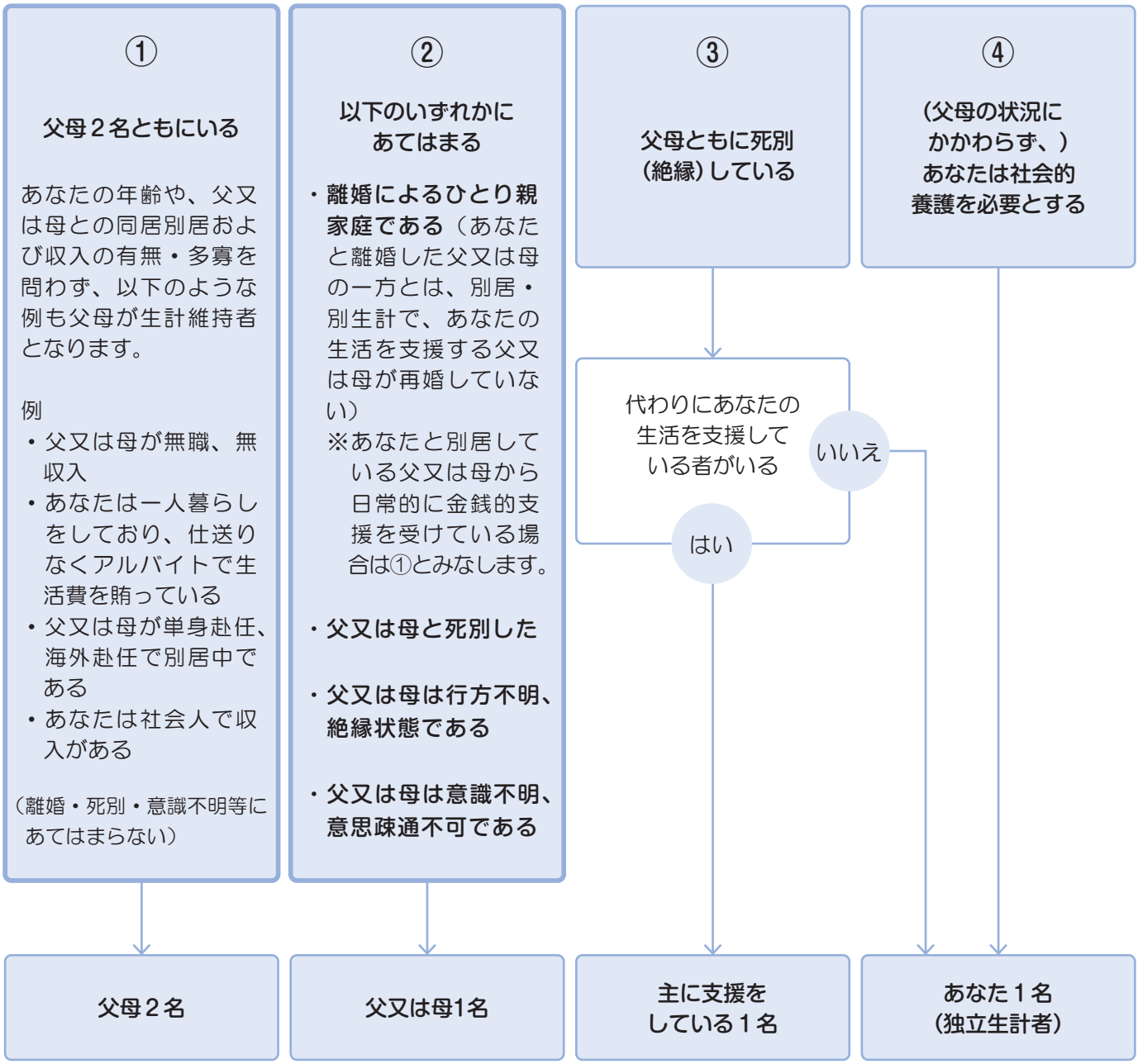

※上記ケースにあてはまらない方の生計維持者については、機構ホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」をご確認ください。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人で、以下の**在留資格等**の方は申込みができます。

申込みを行う際は、「在留資格等」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格等であることの証明書を学校へ提出する必要があります（※１）。

国　籍		在留資格等（※２）		提出書類
日本国以外	⇒	法定特別永住者（※３）	⇒	・「**在留カード**」（コピー） ・「**特別永住者証明書**」（コピー） ・「**住民票の写し**」（原本） 等、**在留資格・在留期間が明記**（※１）されているもの（いずれか１点）
		永住者		
		日本人の配偶者等		
		永住者の配偶者等		
		定住者（※４）		
		家族滞在（※5）	⇒	上記の書類に加えて、 ・「**出入国記録の写し**」（原本）（※6）
		上記以外（「留学」等）	⇒	**支給の対象となりません**（※7）

（※１）　申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。
　申込時点で在留資格の更新許可申請中であるものの、当該申請にかかる処分がなされていない「特例期間」に該当する場合は、在留資格の証明書類に加え、そのことを示す書類の提出が必要です。
　なお、「特例期間」に該当せず、申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。
　なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※２）　在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※３）　法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成３年法律第71号）によるものです。

（※４）「定住者」について、将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。

（※５）「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、大学等卒業後に日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

（※６）　ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

（※７）　申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の支給を受けることができません。

4 支給金額

(1) 一般の課程

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、あなたと生計維持者の所得金額に基づく支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：９ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（**月額**）が、**原則として毎月**振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは（注３）～（注６）を確認してください。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専修学校	第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円	38,300円（42,500円）	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円	25,600円（28,400円）	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円	12,800円（14,200円）	25,300円
	第Ⅳ区分（多子世帯に限る）	7,300円（8,400円）	16,700円	9,600円（10,700円）	19,000円
高等専門学校（第４学年以上）	第Ⅰ区分	17,500円（25,800円）	34,200円	26,700円（35,000円）	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円（17,200円）	22,800円	17,800円（23,400円）	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円（8,600円）	11,400円	8,900円（11,700円）	14,500円
	第Ⅳ区分（多子世帯に限る）	4,400円（6,500円）	8,600円	6,700円（8,800円）	10,900円

（注１） 生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

（注２） 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（注３）「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります）。

（注４）「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて、あなたもしくは生計維持者が家賃を支払って生活している状態のことをいいます。ア～オに該当しないことや家賃を支払っていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

ア．実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
イ．実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
ウ．実家から大学等までの通学費が月１万円以上（目安）
エ．実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
オ．その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

（注５） **「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます。**自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を不備なく提出し、審査終了した後になります。なお、振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。（35ページ参照）

（注６） 社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（注７） 第Ⅳ区分については、17ページで説明します。

(2) 通信教育課程

正規の卒業年度まで、あなたと生計維持者の所得金額に基づく支援区分（９ページ参照）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（**年額**）が**年１回**振り込まれます。

支援区分	国公立・私立／自宅・自宅外共通
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分（多子世帯に限る）	12,800円

重要

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、**あなたが**以下のいずれかの国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給金額が０円となります。申込みにあたってはハローワークや役所から**あなたが**受けている給付金がないか必ず確認の上、該当があれば申告してください。

※国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

※あなた自身ではなく、生計維持者が国費による給付金を受けている場合は、申告は不要です。

【多子世帯の支援について】

「多子世帯に属している」とは、あなたが生計維持者に扶養されており、かつ以下のうちいずれか小さい方の数が３以上である場合をいいます。本人所得合計額が48万円以下になっていない場合は多子世帯とはなりません。多子世帯の場合、給付奨学金は支援区分に応じて支給され、授業料減免は満額支給されます（37ページ参照）。

- あなたが奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
- あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計
  ※市町村民税情報における配偶者は扶養親族には含まれません。

※生計維持者のいずれかが2025年１月１日時点で海外居住だった場合は確認方法が異なります。ホームページをご確認ください。
※多子世帯の支援を受ける場合の資産基準は、３億円未満となります。
※多子世帯に属していて資産額の合計が３億円未満の人のうち、収入基準が第Ⅳ区分を超えている場合又は資産額の合計が5,000万円以上の場合は給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の対象になります。

【第Ⅳ区分の支援について】

（１）あなたが多子世帯に属している場合

給付奨学金として、在籍する学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる15ページの表の金額が支給されます。また、授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（２）あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に在籍している場合

給付奨学金の支給額は０円となりますが、授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（３）上記（１）・（２）いずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

＜参考＞修学支援新制度　第Ⅳ区分イメージ

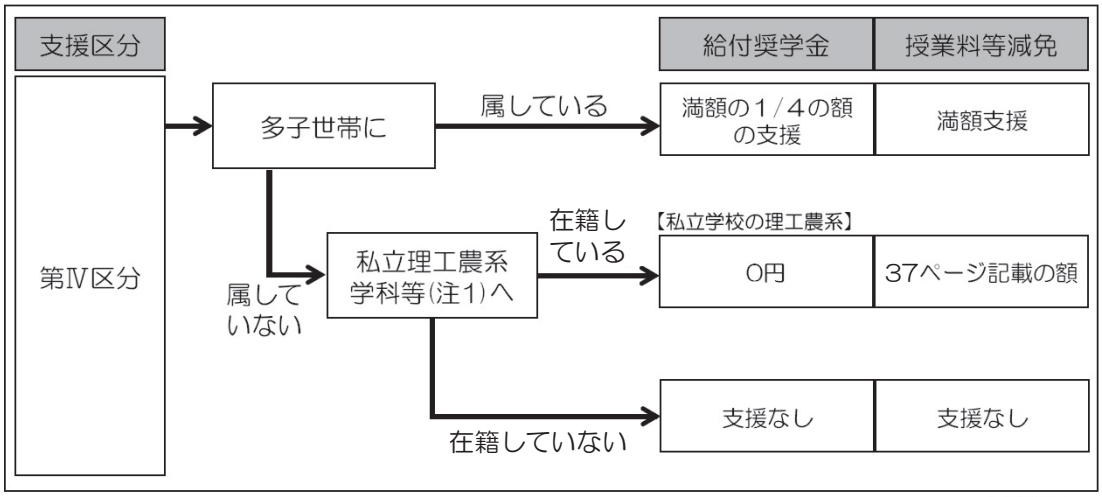

注１　対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm
注２　あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等に在籍している場合には、（１）の支援になります。

給付奨学金に関するよくある質問

Q　給付奨学生に採用されたら、自動的に授業料等が免除されますか。
A　給付奨学金の対象校として国又は自治体の確認を受けた大学等にて給付奨学生として採用された場合は、別途申込みを行うことにより、入学金や授業料の減免も受けられます。なお、**減免に関する手続きの詳細は、在籍している大学等で確認してください。**

授業料等減免については、在籍している大学等で確認してください。
また、文部科学省のホームページも参考にしてください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

【給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整）】

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。**この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額等の調整（併給調整といいます）がされることがあります。多子世帯支援による授業料等減免を受けている場合も、給付奨学金受給中と同様に、併給調整がかかります。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。**なお、給付奨学金と第一種奨学金が同月に採用となる場合は初回振込から併給調整がかかります。第一種奨学金が採用となった後に給付奨学金が採用となる場合は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が０円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。**

- 通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在学している人への貸与月額は、下表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構ホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。
  https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

- 第一種奨学金の機関保証料の目安は、機構ホームページに４月以降掲載予定です。
  https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html

①多子世帯でない場合

学校種別・給付奨学金の区分			国公立		私立	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,300円（25,000円）	13,800円	21,700円（20,000円、30,300円）	19,200円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし（注4）	併給調整なし（注4）	20,000円、34,500円（20,000円、30,000円、44,500円）	20,000円、30,000円 44,500円
短期大学	第Ⅰ区分		0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		3,800円（7,100円）	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		24,300円（29,000円）	17,800円	22,900円（28,500円）	17,400円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし（注4）	併給調整なし（注4）	20,000円、30,000円、40,000円（20,000円、30,000円、47,000円）	20,000円、30,000円 47,000円
高等専門学校（第4学年以上）	第Ⅰ区分		7,900円（5,600円）	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		20,200円（20,700円）	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,000円、32,500円（20,000円、35,800円）	20,000円 33,000円	24,600円（28,800円）	26,000円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし（注4）	併給調整なし（注4）	20,000円、33,500円（20,000円、30,000円、40,500円）	20,000円、30,000円 40,500円
専修学校	第Ⅰ区分		1,900円（3,800円）	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分		16,200円（19,500円）	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分		20,000円、30,500円（20,000円、35,200円）	24,000円	23,800円（29,400円）	18,300円
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし（注4）	併給調整なし（注4）	20,000円、30,000円、40,700円（20,000円、30,000円、47,700円）	20,000円、30,000円 47,700円

次のページにある（注１）～（注５）もご確認ください。

（注１）　生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、18ページのカッコ内の金額となります。

（注２）　2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません。

（注３）　給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択した場合、第一種奨学金についても当初は「自宅通学」の月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が０円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

（注4）　国公立の「第Ⅳ区分(理工農系)」は、併給調整はされません。併給調整がされない通常の貸与月額については、機構ホームページでご確認ください。

（2018年度以降入学者）https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2018ikou.html

（2017年度以前入学者）https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2017izen.html

（注5）　第Ⅳ区分については、17ページをご確認ください。

②多子世帯の場合

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	多子世帯　※1	300円	6,300円	0円	5,600円
短期大学	第Ⅰ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	2,700円	0円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	5,200円	1,800円	0円	0円
	多子世帯　※1	12,500円	18,500円	1,300円	8,300円
高等専門学校	第Ⅰ区分（多子世帯）	7,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	13,700円	8,600円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	19,500円	20,000円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	21,000円	22,800円	0円	0円
	多子世帯　※1	25,400円	31,400円、20,000円	0円	1,600円
専修学校	第Ⅰ区分（多子世帯）	1,900円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）	11,600円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）	21,300円	14,800円	0円	0円
	第Ⅳ区分（多子世帯）	23,800円	20,400円	0円	0円
	多子世帯　※1	20,000円、31,100円	20,000円、37,100円	3,800円	10,800円

※1　これに該当する者は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。所得にかかわらず、資産額が5,000万円以上３億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる者も同額となります。

※2　その他の場合の月額は機構ホームページをご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/heikyutyosei/index.html

5　支給方法

給付奨学生であるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。奨学金の申込みまでに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店を利用できます	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

【奨学金振込日】

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
４月分	４月21日	５月分	５月16日	左記以外の月	毎月11日

（注１）　上表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。

（注２）　一次採用（春）で採用され、初回振込日が５月以降となる場合、４月分からその月の分までがまとめて振り込まれます（二次採用（秋）の場合は10月分からの支給となります）。

振込カレンダー

6　過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限

過去に給付奨学金（家計急変採用によるものを含む）を受けたことのある人は、新規申込みをして、２回目の支給を受けることはできません。

（１）　制限の対象となるのは、2020年度から高等教育の修学支援新制度として実施している給付奨学金を受けたことがある人です。2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、新規申込み（切り替え）が可能です。

（２）　給付奨学金を受給している人が編入学・転学等した場合

給付奨学生が編入学、転学、転籍、専門課程を置く専修学校を除く学校から専門課程を置く専修学校の２年生以上へ入学、又は認定専攻科へ入学等（以下「編入学等」）した場合、所定の手続きにより、編入学等先の大学等の修業年限まで（通算最大72か月まで）支給を受けることができる場合があります（編入学等時において支給要件を満たしている必要があります）。

ただし、これらに該当することにより支給の対象となり得るのは、前に在学していた大学等に在学しなくなった日から編入学等した日までの期間が１年を経過していない者に限られます。

（３）　過去に、以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された人は、給付奨学金を受けることができません。

・虚偽の申告や不正により給付奨学金の支給を受けた人
・37ページの表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに当てはまる人
・学校処分により退学・除籍・無期停学又は３か月以上の停学の処分を受けた人

7 認定の取消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用（認定）を取り消すことはできません。ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取消しを願い出ることができます。

なお、採用後、申込情報に誤りがあることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

8 その他

進学前離職者について

給付奨学金を希望する人のうち、進学するあなたが家計を支えており、進学のために進学前１年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、申請書の提出により、進学するあなたの所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。詳細は機構ホームページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/shingakumaerisyoku.html

新たに生まれた子等について

住民税における扶養の情報に反映されない新たに生まれた子等がいた場合には、一定の条件に基づき、多子世帯の判定のための「子ども」の数に加えることができます。

新たに生まれた子等を加算しても「子ども」の数が２人以下である場合は、申告の必要はありません。

●「新たに生まれた子等」の条件

- 対象期間に出生した生計維持者の実子
- 対象期間に委託された生計維持者の里子
- 対象期間に生計維持者と特別養子縁組をした子
- 対象期間に生計維持者と生計を一にしていると認められる者※

※生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子について、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合

詳細については機構ホームページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/arataniumaretako.html

第Ⅱ部　申込手順等

1　申込みの流れ

申込みは、在学している学校から申込関係書類を受け取った後、「スカラネット」から行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、在学校から指定された期限までに行わなければなりません。

※家計急変採用については、**「（別冊）家計急変採用」**を確認してください。

（1）申込関係書類の受取り

在学校から申込関係書類を受け取ってください。

- 奨学金案内ダイジェスト
- 「スカラネット入力下書き用紙」
- 「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット
- 識別番号（ユーザID・パスワード）

（2）「スカラネット入力下書き用紙」の記入、必要書類の準備

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。また、インターネットによるマイナンバーの提出に備え、自分と生計維持者のマイナンバーが分かる書類を用意してください（生計維持者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください）。

（3）スカラネットによる申込み

在学校が定めた期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、奨学金を申し込むあなた自身が正確に入力・送信してください。スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込ID」及び「初期パスワード」も必要となります。

（4）スカラネット入力完了

入力完了後に表示される**受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記**してください。

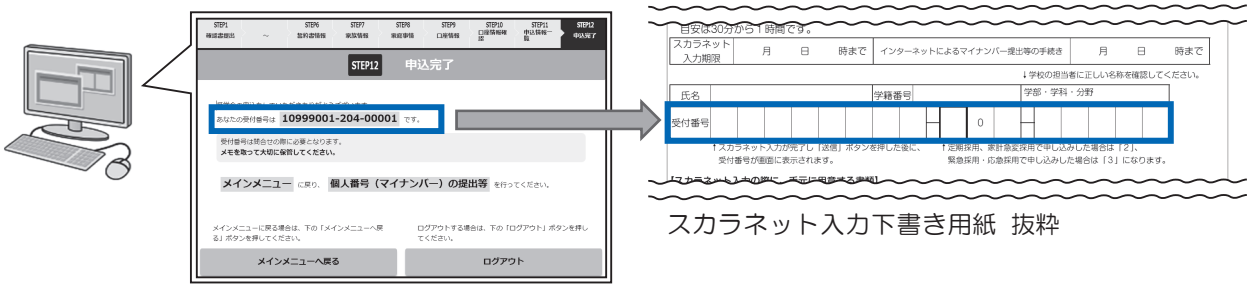

スカラネット入力下書き用紙　抜粋

（5）インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出します（31ページ参照）。

（6）「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後**1週間以内に、原本を専用封筒に入れて直接機構へ簡易書留で郵送**します。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。

重要

「奨学金確認書兼地方税同意書」に自署をする生計維持者とスカラネットへ入力する生計維持者は、一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れます。

（7）必要書類の提出

定められた期限までに、25ページ記載の必要書類を在学校へ提出します。
提出前に書類が不備なくととのっているか確認してください。

【注意】該当者のみ：在学校より追加の書類の提出指示

マイナンバーを提出しても自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要になります。

- 申込手続き完了 -

※提出書類等の督促・不備照会について

提出書類等に不足や不備がある場合は、内容により次のとおり照会を行います。照会が来た場合は、放置せず必ず対応してください。

（1）マイナンバー又は「奨学金確認書兼地方税同意書」の未提出督促又は不備照会を行う場合

郵送による照会　あなたがスカラネットで登録、又は「奨学金確認書兼地方税同意書」に記入したあなたの現住所に対し、簡易書留で照会票を郵送します。照会票の内容をよく読み、期限までに対応してください。
ご不在の場合は必ず不在票が投かんされますので、必ず再配達を依頼してください。

電話による照会　あなたがスカラネットで登録、又は「奨学金確認書兼地方税同意書」に記入したあなたの電話番号に対し、マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）から架電します。携帯電話にこの番号を登録し、着信があった場合は必ず応答してください。

（2）（1）以外の必要書類を求める場合

在学校を通じての照会　在学校からご連絡しますので、必ず対応してください。

（3）マイナンバーの再提出を求める場合

メールによる照会　提出したマイナンバーが誤っていた等の理由でマイナンバーの再提出が必要な場合（34ページ参照）は、あなたがスカラネット入力時に設定したメールアドレスに、jsas@ses.jasso.go.jpからメールを送信します。メールの内容をよく読み、早急に対応してください。

2 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なります。

※奨学金の申込用に提出した書類は返却しません。

※家計急変採用については、「（別冊）家計急変採用」を確認してください。

	必　要　書　類	概　　要	提出先
1	【全員】 「奨学金確認書兼地方税同意書」（原本）及び申込者本人（あなた）の身元確認書類	機構の諸規程を確認のうえ遵守することを誓約し、機構が申込者本人（あなた）及び生計維持者のマイナンバーを利用すること等に同意する書類 ※ 2019 年度以前から機構の給付奨学金を受給している人が2020年度から実施されている給付奨学金に採用されたときは、受給している給付奨学金を辞退することを承諾する旨記載があります。 ※ 第一種奨学金を利用している人が給付奨学金に採用されたときは、貸与月額が調整されることを承諾する旨記載があります。 身元確認書類は、申込者本人（あなた）の身分を証明する書類	**機構** （注）専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送
2	【該当者のみ】 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	申込者本人（あなた）が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類（14ページ参照） （いずれか１点 ） ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本） 等、在留資格・在留期間（※1）（※2）が明記されているもの 「家族滞在」の場合のみ上記に加えて ・出入国記録の写し（原本）（※3） ※1 「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※2 申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。 申込時点で在留資格の更新許可申請中であるものの、当該申請にかかる処分がなされていない「特例期間」に該当する場合は、在留資格の証明書類に加え、そのことを示す書類の提出が必要です。 なお、「特例期間」に該当せず、申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。 ※3 ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。	在学している学校
3	【該当者のみ】 「施設等在籍証明書」（施設長発行） 「児童（里親）委託証明書」（児童相談所発行） 「措置解除決定通知書」（児童相談所発行）等（コピー可）	あなたが社会的養護を必要とする人（満18歳となる前日に児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2））であることがわかる日付が記載された証明書類 ※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親 ※2 高等学校等を卒業することにより満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む ※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」（原本）でも可。	
4	【該当者のみ】（採用後） 「自宅外通学であることを示す証明書」	生計維持者（※）と別居しており、かつ申込者本人（あなた）の居住に係る家賃を支払っていることを示す証明書類 ・アパートの賃貸借契約書のコピー ・入寮証明書等 ※独立生計者及び社会的養護を必要とする人も、同様に提出する必要があります。	
5	【該当者のみ】 マイナンバーを提出できない申込者本人（あなた）・生計維持者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」 （本人記入の様式、機構ホームページ掲載）	申込者本人（あなた）・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合	
6	【該当者のみ】 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」等 （様式は機構ホームページ掲載）	生計維持者が海外に居住し2025年1月1日時点で国内に住民登録がない場合 ※二次採用（秋）では2026年１月１日時点で国内に居住していない場合	
7	【該当者のみ】 「進学前離職の特例措置に係る申請書」及び以下の①～④のいずれか。 ①会社発行の離職（退職）証明書②雇用保険被保険者離職票（写し）③雇用保険受給資格者証（写し）④退職（離職）日の記載がある源泉徴収票（写し）	22ページ 8 その他[進学前離職者について]参照 （注）申込者本人が入学する日の前１年以内の離職（退職）日と、離職（退職）者として学生等本人の氏名の記載が必要です。	在学している学校
8	【原則全員】 申込者本人（あなた）及び生計維持者のマイナンバー及び住民票に記載の住所が確認できる書類	31ページ 4 [マイナンバー提出等の手続き]（2）、スカラネット入力下書き用紙18～20ページ【マイナンバー（個人番号）の提出等に関する入力内容記入欄】参照。 （注）在学している学校には決して提出しないでください。	

3 スカラネットによる申込み

在学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください（入力期限は「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください）。送信した申込内容は原則として変更できません。

(1) スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

［パソコン］
OS：Windows 11
ブラウザ：Microsoft Edge
［モバイル端末］
OS：iOS 17 以上、iPadOS 17 以上、Android 13 以上
ブラウザ：Mobile Safari、Android 用モバイル版 Google Chrome
（注1） フィーチャーフォンには対応していません。
（注2） アップル社が販売している macOS を搭載するコンピュータについては未確認です。

(2) スカラネット入力に関する注意事項

① 申込画面は８つの画面で構成され、１画面あたり30分の制限時間があります。
② 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校から受け取ります。
③ 「奨学金確認書兼地方税同意書」に印字された申込ID・初期パスワードの入力も必要になります。
④ 入力文字については、下記の「(3) 文字入力」を参照してください。
⑤ その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

(3) 文字入力

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載どおりに入力してください。ただし、次の（ア）～（ウ）の留意点があります。

（ア）旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます（吉→吉、祐→祐、廣→廣　等）。
また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

（イ）読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

（ウ）外国籍の人の氏名は、口座開設時に用いた住民票の写しや在留資格証明書等の公的証明書類の記載をもとに、カタカナで入力してください。
・入力方法は下記②の（例）を参照してください。
・アルファベットは使用できないため、カタカナに置き替えてください。
・（申込者本人のみ）銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限（本人氏名欄、生計維持者欄）

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ**全角５文字**まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ**全角15文字**まで入力できます。「スペース」は入力しないでください。制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途切れていてもかまいません）。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に６文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。
カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、**途中で切らずにフルネームを入力してください。**

（例）Scholarship Thomas Michael Taro（スカラシップ　トーマス　マイケル　タロウ）
良い例　漢字氏名欄：【姓】スカラシッ（「プ」は切る）　【名】トーマスマ（「イケルタロウ」は切る）
　　カナ氏名欄：【姓】スカラシップ　【名】トーマスマイケルタロウ
悪い例　漢字氏名欄：【姓】スカラシッ　【名】トーマスマ
　　カナ氏名欄：【姓】スカラシッ　【名】トーマスマ（漢字氏名と同じにしている）

（4）スカラネット初回ログイン　※画像は2026年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

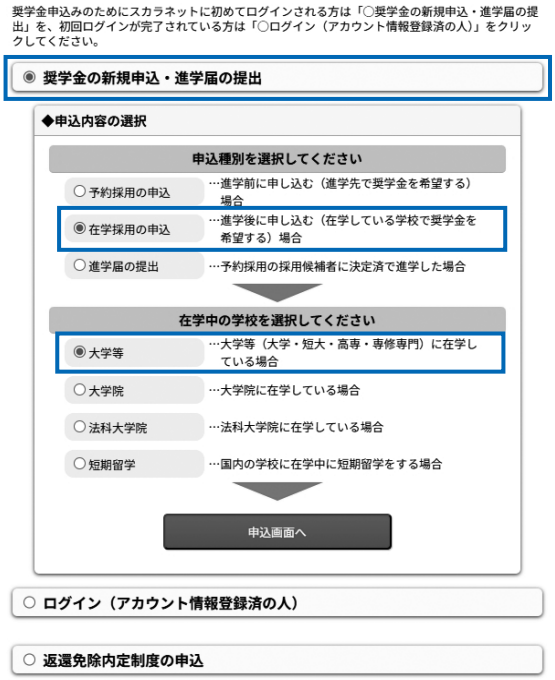

※「初回ログイン」は、申込みごとに行います。
例　2025年一次採用に給付奨学金に申込みした人も、2026年一次採用に第二種奨学金を申込みする際は「ログイン（アカウント情報登録済の人）」ではなく、「初回ログイン」から始める。

■ スカラネットにアクセス

ブラウザのアドレスバーに次のURLを入力し、「スカラネット」にアクセスします。

https://www.sas.jasso.go.jp/

最初に「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「在学採用の申込」、さらに「大学等」を選択します。その後、［申込画面へ］ボタンを押します。

■ 識別番号入力

別のウィンドウが開きます。

学校から受け取った「識別番号」のユーザID（8桁の数字）とパスワードを入力して、［次へ］ボタンを押します。

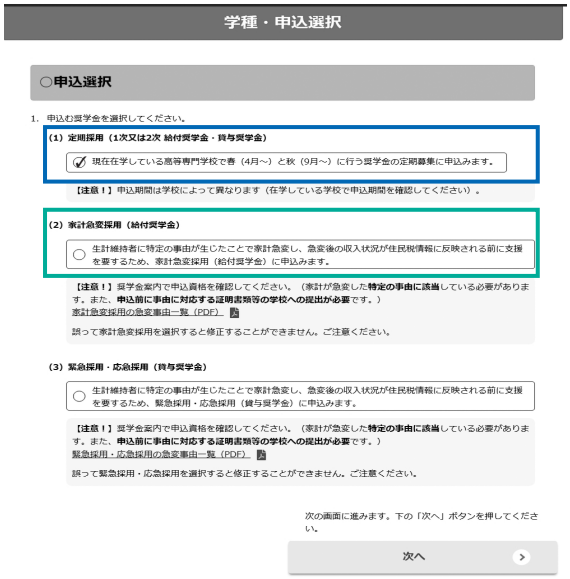

■ 学種・申込選択

ここではまず、あなたが通っている課程の種類を選択します。

次に、「申込む奨学金を選択してください。」という設問の選択肢の中から、**「（1）定期採用（1次又は2次給付奨学金・貸与奨学金）」**又は**「（2）家計急変採用（給付奨学金）」**を選択します。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込みをやり直す必要が生じます。

申込みを希望する奨学金を選んでいることを再度確認してください。

選択し終わったら、［次へ］ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録

奨学金の申込みをするのに必要なアカウント情報を登録していきます。

①ログイン：学校から受け取った「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されているZD26で始まる10桁の「申込ID」と初期パスワードを入力して、［次へ］ボタンを押します。

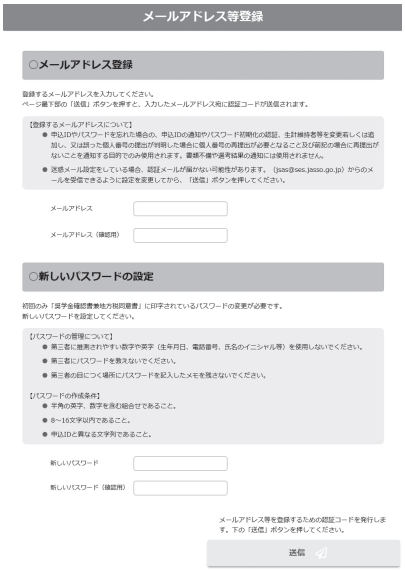

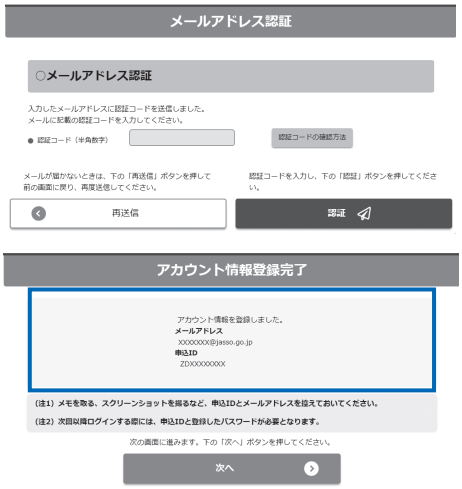

■ アカウント情報の登録（続き）

②メールアドレス登録：画面の指示に従って、登録したいメールアドレスを入力します。

③パスワード設定：画面の指示に従って、新しいパスワードを入力します。②③両方を入力し終わったら、送信 ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録（続き）

④メールアドレス認証：②で入力したメールアドレスに認証コードが届きます。メールに記載の認証コードを入力して、認証 ボタンを押します。

⑤アカウント情報登録完了：メールアドレスの認証に成功すると、アカウント情報の登録が完了します。メールアドレスと「申込ID」がセットで表示されたことを確認したら、次へ ボタンを押します。

（5）申込内容の入力

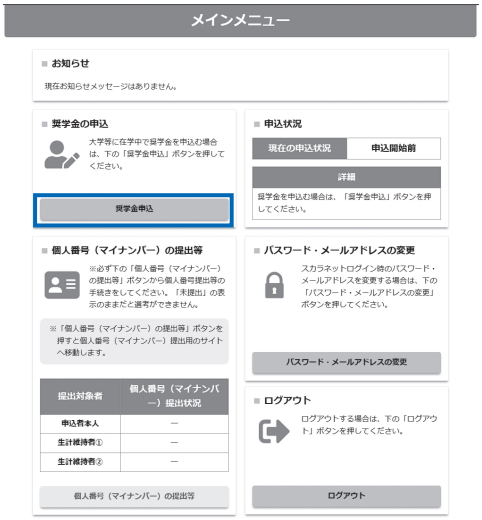

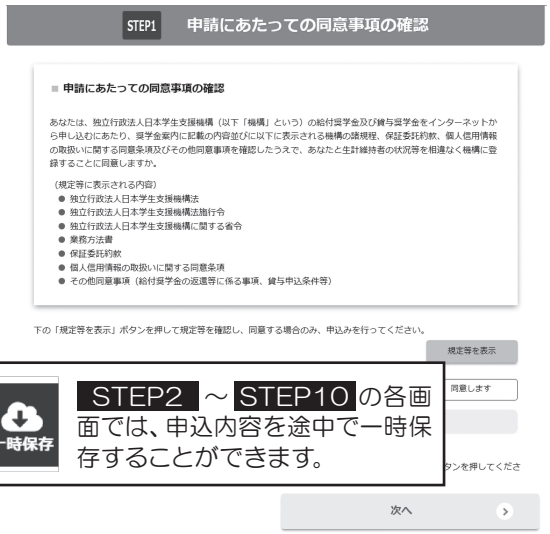

STEP2 ～ STEP10 の各画面では、申込内容を途中で一時保存することができます。

■ メインメニュー

アカウント情報の登録が完了した人が使える「メインメニュー」画面です。

奨学金申込 ボタンを押して、奨学金の申込みを開始します。

※申込みの途中で一時保存して入力を中断し、申込みが完了していない場合は、申込を再開する ボタンが表示されます。

■ 申込内容の入力

STEP1 申請にあたっての同意事項の確認 画面が表示されます。これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入した内容を、画面の指示に従って入力していきます。

STEP10 奨学金振込口座情報確認 まで終わったら、次へ ボタンを押します。

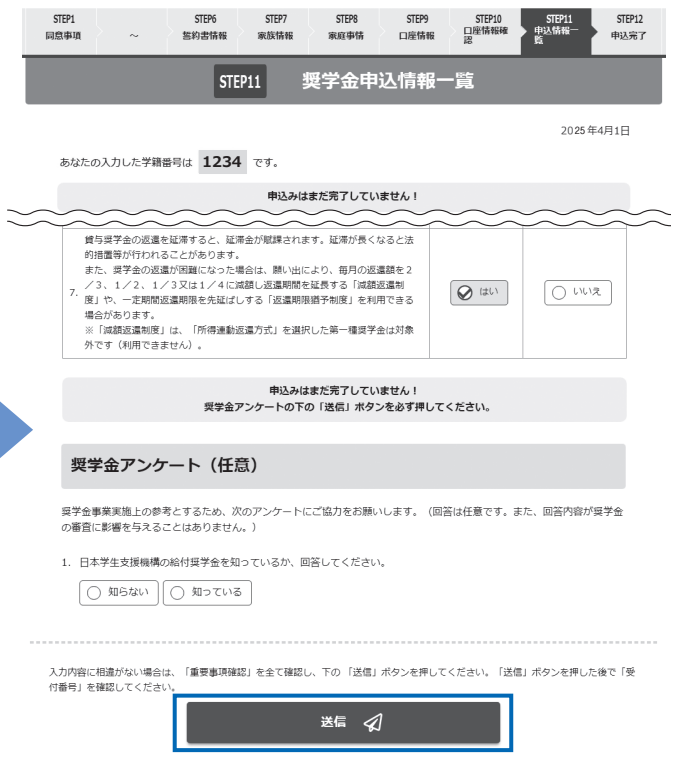

■ 申込内容の確認・訂正

STEP11 奨学金申込情報一覧 が表示されます。各入力画面において誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を保存（印刷、スクリーンショット等）することをおすすめします。

■ 申込内容の送信

STEP11 奨学金申込情報一覧 の内容に相違がなければ、「■重要事項確認（必須）」を全て確認し、送信 ボタンを押してください。送信 ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。
※「■重要事項確認（必須）」の後に、アンケートが表示される場合があります。

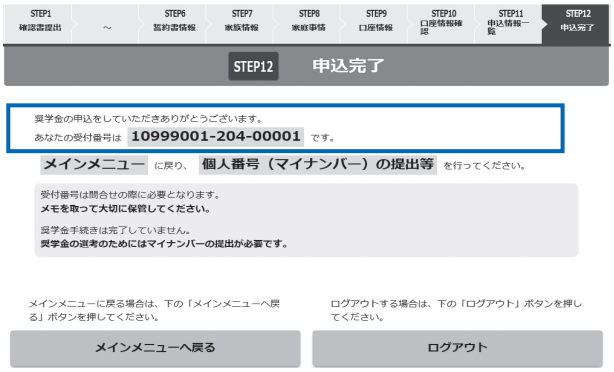

■ 受付番号の確認

申込情報が正常に送信されると、「受付番号」が表示されます。「スカラネット入力下書き用紙」表紙の「受付番号」欄に書き写しておいてください。

引き続き、次ページ「4 マイナンバー提出等の手続き」へ進んでください。

■ メインメニューに再ログインすると

ログアウト後、再度メインメニューにログインするためには、ZD26で始まる10桁の「申込ID」と、自分で設定した「パスワード」（28ページ参照）が必要です。

申込みが完了している場合、次回ログイン以降はメインメニューで申込内容や選考結果を確認することができます。

よくあるトラブル

❓ 次の画面に進めない

表示されているページに入力誤り・入力漏れがあると、次へ ボタンを押しても次の画面には進めません。エラー発生を示すメッセージと共に訂正の必要な箇所が表示されるので、指示に従って正しく入力し直してください。

❓ 入力の途中で間違いに気付いた

STEP2 誓約 から STEP10 奨学金振込口座情報確認 の間は、戻る ボタンで前の画面に戻って直すことができます。また、最後の STEP11 奨学金申込情報一覧 まで進んでから、訂正したい画面に戻って間違いを直すこともできます（本ページ左上参照）。訂正が終わったら、画面下の 確定 ボタンを押すと、STEP11 奨学金申込情報一覧 の画面まで一度に進むことができます。

❓ 入力の途中で強制的に終了してしまった

1画面あたり30分の入力制限時間をオーバーしてしまった、機構がデータ更新処理を開始してしまった、スカラネットの動作環境（26ページ（1）参照）を満たしていない、のいずれかが考えられます。画面内のメッセージに従っていったん申込作業を終了してください。

4 マイナンバー提出等の手続き

奨学金の選考のためにはマイナンバーの提出が必要です。スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。過去に奨学金の申込み等でマイナンバーを提出したことがあっても、あなた及び生計維持者（原則父母）のマイナンバーを改めて提出する必要があります。なお、奨学金の申込みにおいて、マイナンバーはインターネットによってのみ提出しますので、マイナンバーをコピーした書類を郵送することや、在学校へ提出することがないようご注意ください。

マイナンバーを用いて選考に必要な住民税情報を取得するためには、法令に基づき、取得する対象者の同意が必要です。本機構では、「奨学金確認書兼地方税同意書」において、あなた及び生計維持者の同意を得たうえで、それぞれの住民税情報を取得し、奨学金の選考を実施します。

「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出方法は、在学校から配付された大きな封筒に同封の「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」をご確認ください。

給付奨学金と貸与奨学金を同時に申し込む場合は、マイナンバー提出等の手続き及び「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送が２回必要になることがあります（２ページ参照）ので、ご注意ください。

- 給付奨学金（定期採用）と貸与奨学金（定期採用）を同時に申し込む場合：１回
- 給付奨学金（家計急変採用）と貸与奨学金を同時に申し込む場合：２回（各１回）

あなた及び生計維持者がマイナンバー（12桁の数字）を持っていないことは、まずありません。

マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバー（12桁の数字）は交付されています。

「マイナンバー記載の住民票の写し」や「通知カード」でマイナンバーを確認することが可能です。

重要

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない生計維持者がいる場合

給付奨学金の選考は、あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに行いますが、海外赴任等により日本で住民登録がない場合は、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。その場合は、別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、**必要な書類**を提出してください。
海外赴任等していても、日本で住民登録されていてマイナンバーの提出が可能である場合は、マイナンバーを提出してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html

ア．国内に居住していない生計維持者がいる場合

次のそれぞれの時点において、国内に居住しておらず、日本で住民登録がない生計維持者については、上記の機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ在学校に提出してください。

一次採用（春）：2025年１月１日
二次採用（秋）：2026年１月１日

家計急変採用（2026年９月以前に申し込む場合）　：2025年１月１日
家計急変採用（2026年10月以降に申し込む場合）：2026年１月１日

イ．事情（海外赴任等）によりマイナンバーを提出できない場合

上記の機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ在学校に提出してください（ア．にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください）。

また、マイナンバー提出用サイトでは「提出できません」を選択してください。

2026年度の最終手続き期限については、以下の機構ホームページで確認してください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/index.html
期限までに必要な書類やマイナンバーの提出がない場合、また、不備を解消しない場合は不採用となりますので、十分ご注意ください。

※マイナンバー提出用のサイトのイメージは、次ページをご確認ください。

（1）マイナンバー提出用サイトへのログイン

※画像は2026年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

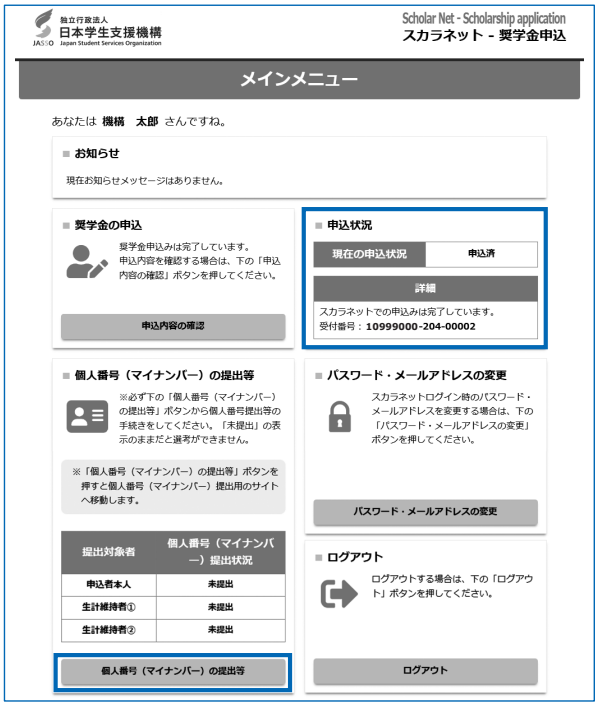

■スカラネット「メインメニュー」画面にアクセス

「受付番号」の発行（29ページ参照）後、スカラネット「メインメニュー」画面にアクセスすると、画面左下の**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**が押せるようになります。このボタンを押すと、マイナンバー提出用サイトへ移動します。

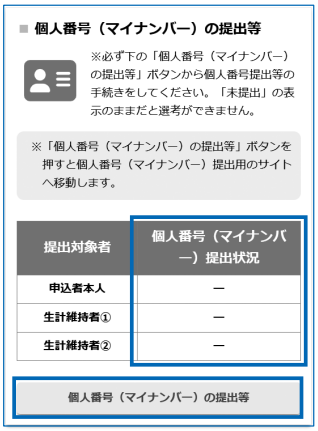

「受付番号」の発行前（スカラネット入力完了前）は、マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、上図のとおり「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「—」となり、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**も押せません。

マイナンバー提出等の手続きは、「受付番号」発行後、続けて行ってください。

> ⚠ **マイナンバー提出等の手続きは、あなたが行います。**
>
> **マイナンバー提出用サイトでは、あなたと生計維持者のマイナンバーを入力し、提出**しますが、**それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけ**です。あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身が行うようにしてください。

（2）必要情報の入力

■ スカラネットで入力した情報の確認

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名の情報を確認します。

全員の情報に誤りがない場合は、各人の**「確認しました」**にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、在学校の担当者に修正を依頼してください。在学校から修正完了の連絡を受けた後で再度この画面に進み、正しい情報が表示されたことを確認したら**「確認しました」**にチェックを付けてください。

■ マイナンバー提出可否の選択

全員の情報が正しいことを確認したら、あなた、生計維持者①及び②の各人について、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。

「提出できません」を選択した方については、「提出できない理由」を選択し、「その他の事情により提出できない」を選択した場合は、詳細を全角50文字以内で入力します。

> ⚠ **マイナンバーを持っている方は、提出してください。**
>
> **マイナンバーを持っていないことは、まずありません。**
>
> 「マイナンバーカードを持っていない」ことと「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、**マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。**
>
> **誤解により「提出できません」を選択した場合も変更はできません**ので、十分にご注意ください。

入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。

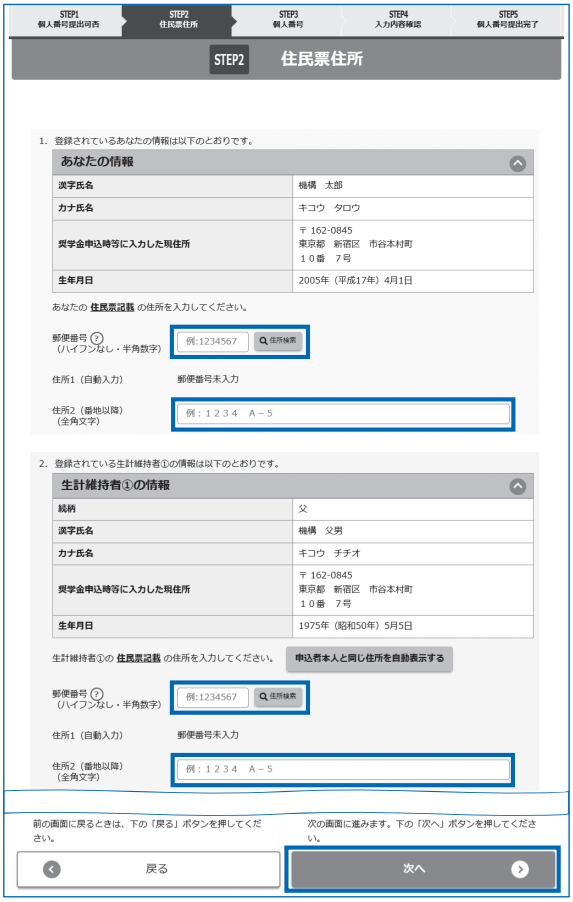

■ 住民票住所の入力

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で発行を受けられる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカードのおもて面でも確認できます。

郵便番号7桁を入力して**「住所検索」ボタン**を押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。丁目部分が重複となっていないか確認してください。なお、生計維持者①及び②については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、**「申込者本人と同じ住所を自動表示する」ボタン**を押すことで、入力を省略できます。

「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

参考：一時保存

「個人番号提出可否」画面及び「住民票住所」画面では、左のボタンを押すことで、入力内容の一時保存ができます。

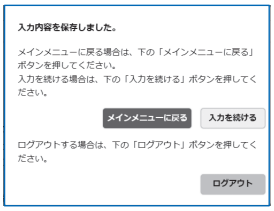

入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。

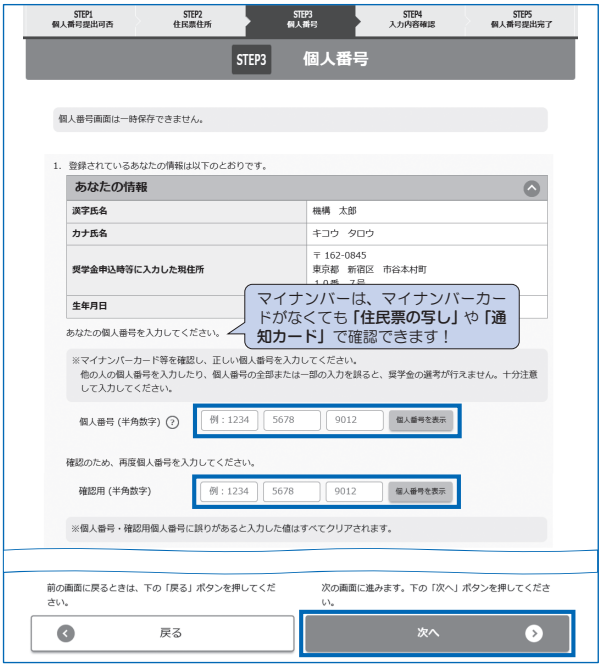

※入力したマイナンバーは「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ表示される。

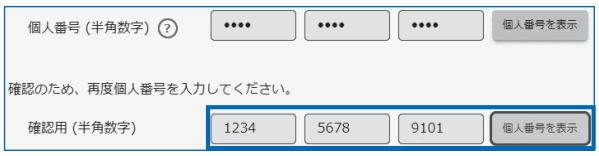

■ マイナンバーの提出

ここでは、あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最大3名について、マイナンバー 12桁を入力します。

入力に先立ち、あなた、生計維持者①及び②のマイナンバーを確認するための書類を準備してください。生計維持者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず生計維持者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

【マイナンバーを確認できる書類】
- **マイナンバーカードうら面**
- **通知カードおもて面**
- **マイナンバー記載の住民票の写し**（お住まいの市区町村で発行）

マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。

特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある**「個人番号を表示」ボタン**を押している間だけ、入力したマイナンバーを表示できます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず2か所の**「個人番号を表示」ボタン**を押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、生計維持者のマイナンバーは生計維持者の欄に、正しく入力されていることも必ず確認してください。

「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

入力が終わったら、画面最下部の**「次へ」ボタン**を押します。

■ 入力内容の確認及び送信

ここでは、①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します。（マイナンバーだけは、**「個人番号を表示」ボタン**を押して確認します。）

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある**「～を訂正する」ボタン**を押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の**「送信」ボタン**を押します。

なお、「個人番号提出可否」画面で**「提出できません」**を選択した方が1名でもいる場合は、**「送信」ボタン**を押した後、下図の警告が表示されます。問題がなければ警告内の**「送信」ボタン**を押し、送信をやめる場合は**「閉じる」ボタン**を押してください。

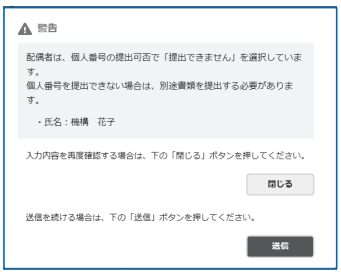

⚠「送信」ボタンを押す前に必ずご確認ください！

- **マイナンバーがあるのに、マイナンバーカードを持っていないからといって「提出できません」を選択していませんか？**

→たとえ誤解でも、「送信」ボタンを押すと変更できません。

- **あなたと生計維持者のマイナンバーを逆に入力していませんか？**

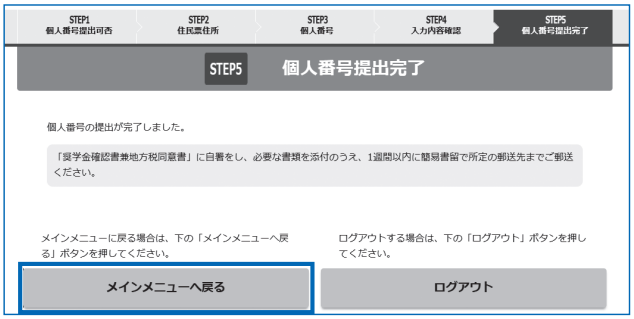

⚠入力内容に誤りがあると、奨学金の選考が遅れます！

入力内容の誤りは、本機構の審査開始後の発覚となり、不備照会を行ってから再提出等の手続きをすることになりますので、奨学金の選考が遅れます。

上段にも記載のとおり、**「送信」ボタン**を押す前に、必ず全ての情報が正しく入力されていることをご確認ください。

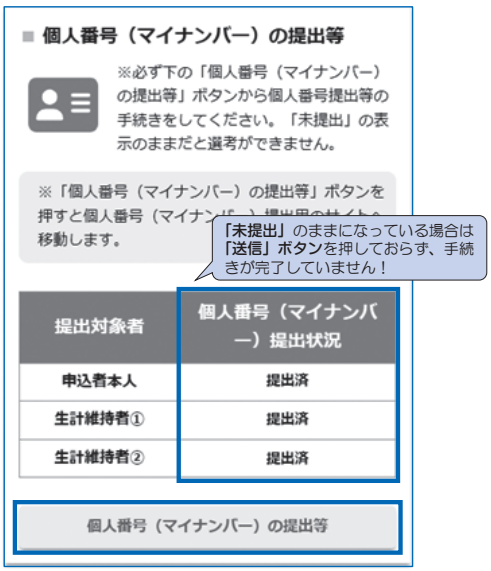

■ マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で**「送信」ボタン**を押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、必ずメインメニューに戻り、「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が**「提出済」**になったことを確認してください。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内に本機構まで郵送してください。

■ 手続き完了後の「メインメニュー」画面表示

マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することができますが、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は押せなくなり、入力した情報を訂正することや誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認することはできません。

（3）マイナンバーの再提出（スカラネット「メインメニュー」画面及びメールでお知らせ）

マイナンバー提出等の手続きが完了し、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類の郵送も完了した後は、原則として選考の完了をお待ちいただくことになります。ただし、次のような場合は、改めてマイナンバー提出等の手続きが必要になります。

マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。

■ 生計維持者を追加又は誤って生計維持者として入力した人物を変更した場合

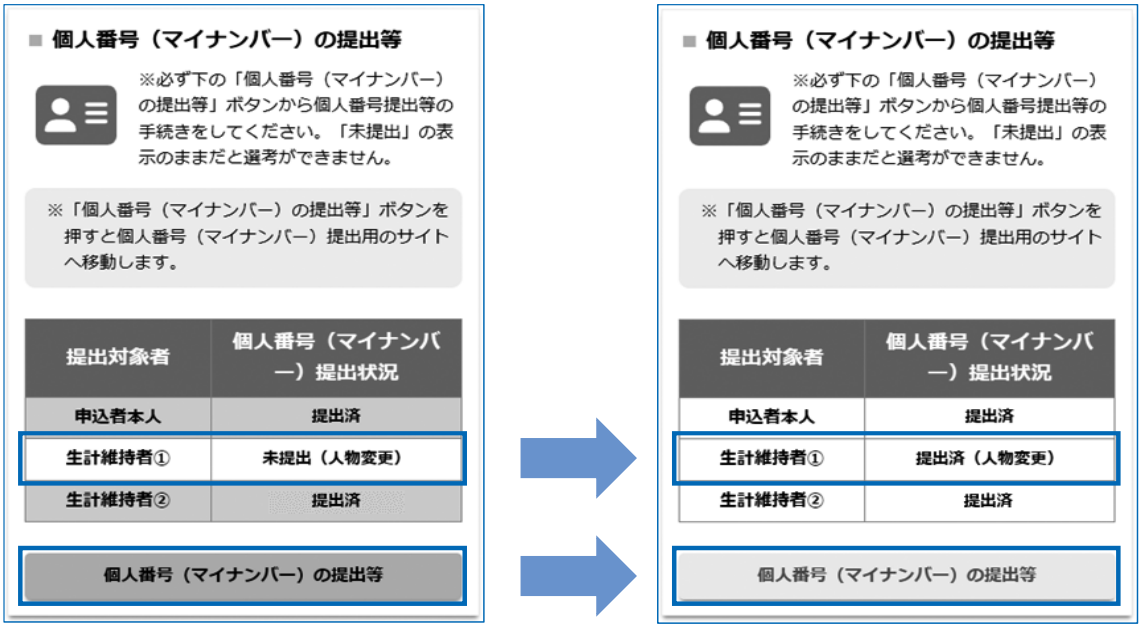

生計維持者を追加又は変更した場合は、変更後の人物のマイナンバーを提出する必要があります。上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に**「未提出（人物変更）」**と表示されますので、該当者について、改めて**前記（2）**の手続きを行ってください。手続きが完了すると、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は再び押せなくなり、表示も**「提出済（人物変更）」**に変わります。

■ 提出したマイナンバーが誤っていた場合

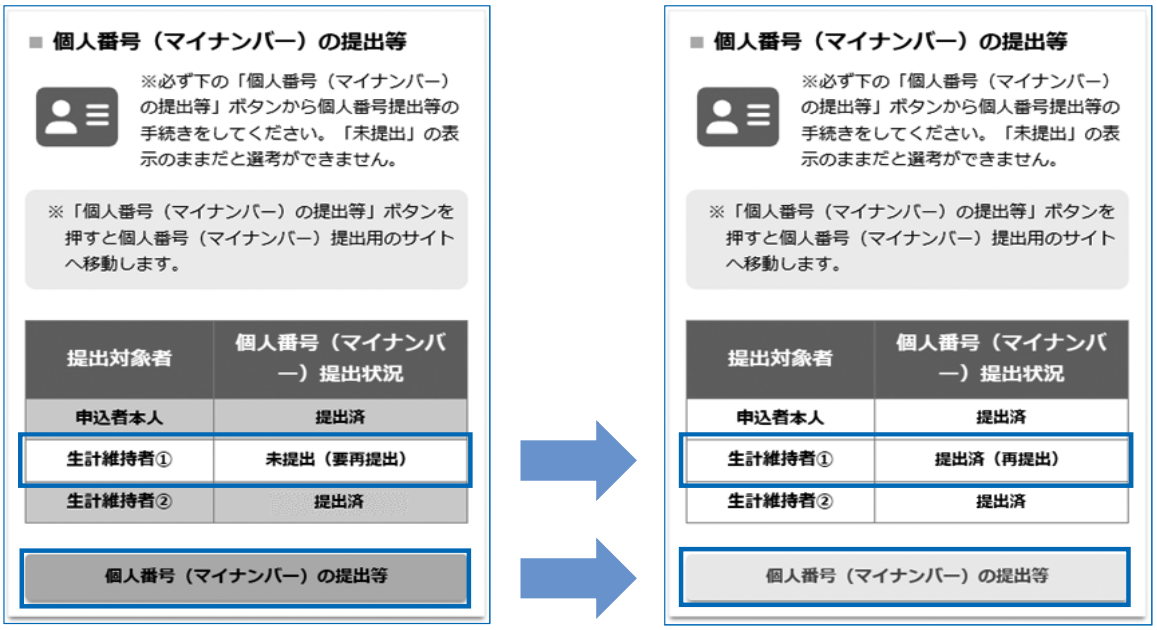

本機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／生計維持者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／生計維持者のものであるか）を確認します。その結果、あなたと生計維持者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に**「未提出（要再提出）」**と表示されますので、該当者について、改めて**前記（2）**の手続きを行ってください。手続きが完了すると、**「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタン**は再び押せなくなり、表示も**「提出済（再提出）」**に変わります。

⚠ **マイナンバーの再提出が必要となった場合は、28ページで登録したあなたのメールアドレスにメールでお知らせしますので、スカラネット入力完了後も登録したメールアドレスは削除しないようにご注意ください。また、上図のとおりスカラネット「メインメニュー」画面の表示も更新されますので、定期的に同画面を確認してください。マイナンバーの再提出を求めるメールが届いた場合は、必ず対応してください。手続きをしないと選考が行えません。**

第Ⅲ部　採用後の手続き

奨学生に採用になった後も、必要な手続きがあります。
あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。
手続きが遅くなった場合や手続きをしなかった場合は、支給が止まったり、支給を受ける資格を失うことがあります。

1　「自宅外通学であることの証明書類」の提出［自宅外通学選択者のみ］

通学形態に応じた申請書類の提出（自宅外通学をしている場合）

あなたが自宅外通学をしている場合、自宅外月額を受給するためには、採用後に「自宅外通学であること」を証明する書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、機構に承認される必要があります。採用後（あるいは自宅外通学開始後）定められた期限までに申請書類を提出いただき、不備なく審査が完了した場合には、自宅外通学を開始した月に遡った差額がまとめて振り込まれます。この間、審査が完了するまでは自宅月額での支給となります。**ただし、定められた期限内に申請書類の提出がない場合や、不備により期限内に審査が完了しなかった場合には、自宅外通学を開始した月に遡った支給はできません。**

また「自宅外通学」から「自宅通学」に変更する場合も届出が必要となります。届出が遅れた場合には振込超過が発生し、差額の返金が必要となる場合があります。返金が確認できるまでの間は支給の再開ができません。

これらの手続きに必要な提出書類や申請期限については在学校に確認してください。

※給付奨学金における自宅外通学とは、単なる一人暮らしではなく、機構が定める要件を満たす通学形態を指します。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html

2　適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（9～13ページ）による支援区分の見直しを行います。

家計急変採用については、「（別冊）家計急変採用」を確認してください。

①確認の結果、**10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。**

②特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、収入に関する証明書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3　適格認定（学業成績等）

在学校により、学年末（２年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます（学業成績が著しく不振となった場合、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

（1）退学・除籍・停学（無期又は３か月以上）の処分を受けた場合

（2）36ページ表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 １．修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が給付奨学生が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認めた場合を除く。）。 ２．修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の６割以下であること。 ３．履修科目の授業への出席率が６割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ４．下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2．に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 １．修得した単位数の合計数が標準単位数の７割以下であること（上記の「廃止」の区分の２．に掲げる基準に該当するものを除く）。 ２．GPA等が学部等における下位４分の１の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア　確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ　社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 ３．履修科目の授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の３．に掲げる基準に該当するものを除く）。

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

4　在籍報告

在籍状況や通学形態等について、年１回（４月のみ）にインターネット（スカラネット・パーソナル（裏表紙参照））を通じて報告する必要があります。**期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減じられることがあります**ので、入力準備用紙等を確認のうえ、提出期限内に報告するようにしてください。

※その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知や機構ホームページなどで案内します。
あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。

機構公式X(旧Twitter)アカウント
「日本学生支援機構　JASSO（@JASSO_general）」
必要な手続きや締切日等をお知らせします。
https://twitter.com/JASSO_general/

Ⅰ 申請から認定まで

授業料等の減免に関する不明点は在学校に確認してください。

1．申請時期

給付奨学金と同様に、原則、毎年春（４月～）及び秋（９月～）に在学校で募集を行います。家計急変採用については、「（別冊）家計急変採用」を確認してください。申請時期や申請方法を在学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2．対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。（５ページ参照）

3．減免額（年額）

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：詳細は９ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。なお、多子世帯に該当する場合、世帯の所得金額にかかわらず第Ⅰ区分と同額の減免額となります。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分			国公立		私立	
			入学金	授業料	入学金	授業料
大学	第Ⅰ区分		282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分		188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)
	第Ⅲ区分		94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	多子世帯		282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
短期大学	第Ⅰ区分		169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分		112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)
	第Ⅲ区分		56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
	多子世帯		169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
専修学校	第Ⅰ区分		70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)
	第Ⅱ区分		46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)
	第Ⅲ区分		23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
	多子世帯		70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)
高等専門学校 （第４学年以上）	第Ⅰ区分		84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
	第Ⅱ区分		56,400円	156,400円	86,700円	466,700円
	第Ⅲ区分		28,200円	78,200円	43,400円	233,400円
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし	支援なし	43,400円	233,400円
	多子世帯		84,600円	234,600円	130,000円	700,000円

（注1）　入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後３か月以内に在学校に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

（注2）　カッコ内は、夜間制の減免額です。

（注3）　私立の大学、短大、専門学校の通信教育課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信教育課程は現在開講されていません）。

（注4）　独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

４．支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。ただし、あなたが多子世帯に属している場合、所得制限がなくなり資産基準は「あなたと生計維持者の資産額の合計が３億円未満であること」となります。（６～14ページ参照）

５．申請手順等

在学校の指定する方法により申請します。

Ⅱ　認定後の手続き

１．適格認定（家計）

支援期間中、一定期間ごとに、家計基準（９～13ページ）による支援区分の見直しを行います。
見直しの結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。
※給付奨学金の適格認定と同じです。（35ページ参照）

２．適格認定（学業成績等）

在学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。
判定の結果授業料減免の支援が打ち切られることがあります。
打ち切りの基準は給付奨学金と同じです。（35ページ参照）

MEMO

ホームページの便利なコンテンツ

https://www.jasso.go.jp/ 奨学金 検索

日本学生支援機構ホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

よくあるご質問

奨学金の申込手続きに関するよくある質問をまとめて掲載しています。

奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。

進学資金シミュレーター

必要事項を入力することで、家計基準以下であるか試算できます。シミュレーション結果と実際の選考結果は必ずしも一致しません。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。

スカラネットのログイン方法

スカラネットのログイン方法などの動画を掲載しています。

スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。

申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。

ナビダイヤル 0570-666-301 [ナビダイヤル 全国共通]

月曜日～金曜日 9:00～20:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

マイナンバー提出専用コールセンター

インターネットからのマイナンバーの提出や「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出に関するお問合せ先です。

ナビダイヤル 0570-001-320 [ナビダイヤル 全国共通]

月曜日～金曜日 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

申込情報の保護について

申込み及びマイナンバーの提出は、インターネットにより行います。日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。